

(修了生用)

自習室個席の清掃・原状復帰について

第2本部棟7階の第2自習室の修了生用個席については令和元年9月までの指定となっている。「自習室利用の手引き」に定められているように、利用期間の終了時には、利用者が、清掃・原状復帰をしなければならない。

については、現在個席を割り当てられている者は、清掃・原状復帰を下記のとおり行い、所定の様式を提出すること。なお、原状復帰にあたって出たゴミは持ち帰るか、第3自習室前のゴミ箱へ分別して捨てること。

また、不要になった参考書等については、総合図書館入口に設置されている東京大学基金「古本募金」ステーション（書籍による5冊未満の無記名寄附者のご協力を図るため設置されている。）の活用も検討頂きたい。

※ 古本募金 HP : <http://www.utf-books.jp/>

記

1 9月27日(金)までに、清掃・原状復帰を行い、下記 URL に記載する「個室原状復帰完了届」を教育支援室(ガラス棟2階)のボックスに提出すること。

2 10月1日から3月までの個室の申請については、別途掲示する。個室の指定については、修了生個室に限りがあるため、直近の修了生を優先した上で学務委員会が抽選・指定し、別途掲示する。

3 10月1日以降は現在利用する個室を、新たに当該個室に指定された者が利用する。なお、個室等に私物の置き捨てをした者については、氏名を掲示し、今後の修了生個室の申請を認めないこともあるので注意すること。

URL : <http://www.j.u-tokyo.ac.jp/students/law/other/studyroom/>
(法曹養成専攻HP「自習室に関するお知らせ」)

2019年7月
法曹養成専攻長

(修了生用)

第2本部棟自習室個席の清掃・原状復帰についてのQ&A

Q1 10月以降の個席を指定されている。新しく指定された10月1日以降の席を旧個席の清掃・原状復帰が終わっていれば9月中に使用しても構わないか？

A1 新個席の利用は私物の移動も含めて10月1日からとすること。

Q2 10月以降の個席を指定されている。新個席へ移動するためにまとめた私物の保管はどうすれば良いか？

A2 10月以降も個席を指定された者で、新個席への私物の移動をスムーズに行えるものは、原状復帰後にまとめた私物を旧個席の足元に置いておいてもよい。ただし、まとめた私物に氏名といつ頃移動する予定かを記載した紙等を貼っておくなどすること。(様式は任意で貼るのは一か所でよい) 表示がないと置き捨てとみなされる場合があるので留意すること。

Q3 旧個席の清掃・原状復帰を行おうとしたら、自身の指定席に他の学生の私物が置いてあった。どうすればよいか？

A3 本来、予告なしに撤去されても仕方がないことである。しかし、日数に余裕がある場合は、大学院チームでポリ袋を受けとり、その中に他の学生の私物をまとめて、「〇〇までに引き取りがない場合は撤去する」と、予告の張り紙(様式任意)をして頂きたい。(撤去予告日は可能であれば、張り紙をしてから概ね1週間程度が望ましい。)そのまま引き取りに来ない場合は、ポリ袋に個席番号、撤去日を記入した上で、第2自習室入口近くのテーブルに置いておいて頂きたい。

あわせて、個席原状復帰完了届には、備考欄に他の学生の私物があつたことと撤去日を記載して頂きたい。

また、個席には、撤去月日を記載した上で、指定者以外の者の私物を撤去したこと、清掃・原状復帰が済んでいることを記載した張り紙(様式任意)をしておいて頂きたい。

なお、他の学生の個席に置いてあつた私物が紛失したような場合は、一切は置いた者の責任である。言うまでもないが、指定された個席以外を勝手に利用したり、私物を置いたりしないこと。